

企業にみられる所有概念に関する一考察

——法的所有から経済的所有,「所有者意識」までの多様性——

片岡 進

目次

はじめに—問題意識と課題の設定に代えて—

1 企業にみられる所有の新たな理解の実情—事例集—

- (1) 経営者や従業員による株式所有と「所有者意識」
- (2) 従業員による仕事のプロセスの所有と「所有者意識」
- (3) 企業の情報システムにおける「単なる所有を越えた管理運用の重視」
- (4) 経営者や従業員による「ミッションの共同所有」
- (5) 顧客による「サービスの機能消費的共同所有」

2 企業支配論, コーポレート・ガバナンス論における所有論の多様な議論

- (1) 制度派経済学における株主と経営者をめぐる法的所有論
- (2) 制度派経済学におけるテクノクラートによる経済的所有論
- (3) 新制度派経済学における経営者を中心とした自然人の法的・経済的・意識的所有論

3 多様な所有概念の整理枠組—吉田民人の所有一般理論—

おわりに—コーポレート・ガバナンス論, 企業支配論への示唆と今後の課題に代えて—

要点

「企業は誰のものか」という問題のもと, 多くの見解が提示されてきたが, 未だ共通認識が得られているとは言いがたい。本稿では, 複雑化・錯綜化している所有概念が未整理のまま使用されていることがこの問題の理解を困難なものとしていることを確認するとともに, この所有概念を整理

※本稿は, 平成14年度関西大学学部共同研究費による研究成果の一部である。

※本稿は, 『経営学論集 (日本経営学会) 第74集』千倉書房, 2004年9月刊行予定に所収されることとなっているが, 規定上, 原文の約14分の1に短縮せざるを得ず, 意に満たないものであった。あらためて発表のもととなったフルテキストに加除修正をおこなってここに発表するものである。

する枠組を設定することによって、この問題に対する新たな分析視角を提示してみたい。

キーワード

法的所有, 経済的所有, 「所有者意識」, コミットメント, 吉田民人による所有一般の理論

はじめに—問題意識と課題の設定に代えて—

企業は誰のものか。この問いは、企業支配論、コーポレート・ガバナンス論の中心的問題として位置づけられ、企業をめぐる所有・支配・統治について多くの議論がなされてきた。そして、それぞれの立場から、株主のもの、経営者のもの、従業員のもの、社会のものなどさまざまな見解が提出された。だが、いずれにせよ、この問題に対して万人に納得のいく回答が提示されてきたとは言いがたい。これは、この領域においては、「企業を誰がわがものになっているか」という点において私的・法的所有、企業の生産手段の管理、社会的公器としての企業に対するチェックの問題全てが視点の異なる相容れないそれぞれの立場から論じられてきたからであろう。

それゆえ、これらを総合的・体系的に把握する方法が求められている。そこで、この問題の現状把握として、まず、企業をめぐる所有概念が複雑で錯綜した未整理な概念として使用されていることを確認する。具体的には、企業経営の現場における実務家による所有の多様な理解と、企業支配論、コーポレート・ガバナンス論の理論家による所有に関する多様な議論を確認する。そして、これらの所有概念を区別と関連において包括的に整理する枠組として、社会学における所有一般の理論を援用することによって、この理論における所有概念が支配・統治などを包摂しうる広範な概念ともなりうることを指摘し、この問題を解決する手がかりを得たい。

1 企業にみられる所有の新たな理解の実情—事例集—

企業においては、実務家や実務に精通した理論家を中心に所有に関する新たな理解が増えつつある¹⁾。ここでは、それらのうち典型的な5つの事例に絞って、ごく簡単に紹介する。

(1) 経営者や従業員による株式所有と「所有者意識」

アメリカのビジネスアナリスト、ケース (Case, J.) によれば、アメリカのベンチャー保険企業ライフUSA社では、従業員全員が従業員持株制度 (ESOP) のもと、報酬の10%程度をストックオプションの行使にあてているという点で彼らを所有者であるとされる²⁾。また、ケースは、アメリカのベンチャー企業スプリングフィールド・リマニュファクチュアリング社で初めて導入された経営革新手法が従業員の「所有者意識」を高める上で非常に効果的であるとする。この手法こそ次のような内容を持つオープンブック・マネジメント (以下OBM) である。まず、経営者は全従業

1) この事例集で取り上げる翻訳書のある著書では、そのほとんどが原書の“owner”をオーナー、“ownership”をオーナーシップと表現している。いずれも、これらの言語に関する訳出の理由は明記されていないが、日本における所有概念の“常識” (株主による株式所有) と照らし合わせて読者の「無用な混乱」を招かないために、そのような処理がなされたのであろう。だが、一つの重要な事実とその奥に潜む含意を忘れてはならない。それは、英米においては、このような表記上の使い分けなどなされていないという事実であり、この概念のもつ多様性が意識的にせよ無意識的にせよ社会全般において一定の広がりを持って受容されているという含意である。本稿においては、この事実と含意こそを重視し、翻訳書やホームページ等で表記されている「オーナー」、「オーナーシップ」という概念は一切使用せず、それぞれ「所有者」、「所有」もしくは「所有者意識」として表記することにしたい。なお、本稿では、邦訳書のある欧米文献全てにおいて、同訳書とは一部異なった訳出を行っている。

2) Case, J., *A Company of Business People, Inc.*, Vol.15 No.4, April 1993, p.84.を参照。

員に会計帳簿および財務諸表に象徴される自社の財務・経理情報を決算時の四半期だけでなく常時開示し、その内容を理解できるように研修を施す。この結果、従業員は、日常業務で生じる問題を経営者の立場に立って自ら判断し、責任感をもって解決するようになっていき、従業員の業務の生産性・効率性ひいては企業全体の収益性の向上へとつながる³⁾。さらに、OBMはESOPと組み合わせることによって、従業員に経営者の視点を持たせることができ、さらに大きな効果が期待される⁴⁾。

つまり、ケースの指摘から得られる示唆は、従業員持株制度とオープンブック・マネジメントによって、従業員全員が株式所有者としての地位も所有し、あたかも企業の擬似的所有者のような意識をもって行動することができるということである。

(2)従業員による仕事のプロセスの所有と「所有者意識」

元MIT教授でビジネス・コンサルタントのハマー (Hammer, M.) は、ビジネス・プロセス・リエンジニアリングの発想のもと、全従業員が顧客満足の最大化に向けてプロセスを活発化させる誓約を共有するという意味で、全従業員が仕事のプロセスを所有すべきであるという。とりわけ、従業員の中でも、シニア・マネージャークラスの上級中間管理者をプロセスの所有者として位置づけ、仕事のプロセスの設計、補助ツールの構築、従業員の組織への定着、高業績の維持といった業務に責任を負う人物であるとともに、貸借対照表に計上される資産項目以上に重要な知的資産の責任者であるとする。この考えは、プロセス・エグゼクティブと呼ばれる肩書きでプロセス・オーナーを呼称するIBM社にも導入されている⁵⁾。また、ソ

3) Case, J., *Open-Book Management: The Coming Business Revolution* (New York: Harper Business), 1995, pp. xx, 37-50. 佐藤修訳『オープンブック・マネジメント：経営数字の共有がプロフェッショナルを育てる』ダイヤモンド社、2001年、15～16、98～124ページを参照。

4) *Ibid.*, pp. 108-110. 同上書、236～240ページ参照。

5) Hammer, M., *The Agenda: What Every Business must do to dominate the* ↗

フトウェア開発者兼ソフトウェア関連ライターのシーレン (Thielen, D.) も同様な考えがマイクロソフト社にも見られることを指摘する。同社では、一プログラマーであっても、プログラムの運用にまつわる全業務、設計・コーディング・テストに関して責任を持たせているという点で、全従業員が自身の仕事に関係するプロセスに厳格な自己責任を持つ⁶⁾。また、ビジネス作家のスレーター (Slater, R.) は、世界的経営者ウェルチ (Welch, J.) の「所有者意識」に関する発言について取り上げている。ウェルチは、ゼネラル・エレクトリック (GE) 社のCEOに就任して間もない頃、経営者であれ従業員であれ自分の仕事に対する「所有者意識」を持つことが重要であると述べた。この「所有者意識」とは、他人から命令を受ける前に自主的かつ迅速に問題を解決し好機を生かすような行動を取るという意味でのものであり、GE社ではこの意識を持つ人材を求めている⁷⁾。また、プロクター・アンド・ギャンブル (P & G) 社では、同社ホームページのなかで仕事に対する「所有者意識」について次のように言及されている。すなわち、「入社一年目から、一人一人の社員に仕事へのオーナーシップが期待されます。すなわち、プロジェクトの立案、上部の説得および承認、各関連部署の専門家を巻き込みながらのプロジェクトの推進に至るまで、全てのプロセスを個人の遂行責任 (レスポンシビリティ) と権限によって行うことができます。プロジェクトの立案には、1枚の用紙に個人のアイデアを論理的に書き上げて提案するレコメンデーションシステムが確

✓ *Decade* (New York: Crown Business), 2001, pp. 65-69. 福嶋俊造訳『カスタマーエコノミー革命：顧客中心の経済が始まった』ダイヤモンド社，2002年，89～94ページを参照。

6) Thielen, D., *The 12 Simple Secrets of Microsoft Management: How to think and act like a Microsoft Manager and take your Company to the Top* (New York: McGraw-Hill), 1999, p.125. 成毛眞・岩崎尚人訳『マイクロソフトのマネジメント』日本能率協会マネジメントセンター，2000年，174ページを参照。

7) Slater, R., *The New GE: How Jack Welch Revived an American Institution* (Homewood, Ill.: Business One Irwin), 1993, pp. 167-169. 牧野昇監修『GEの奇跡』同文書院インターナショナル，1993年，263～264ページを参照。

立されています。上部からの承認を得た時点で、職制や経験に関わりなく、提案者は上司と共にそのプロジェクトの実行推進者となり、目標達成までの権限が与えられるというものです。』⁸⁾と。世界的コンサルタントの一人ウォーターマン (Waterman, R.H.) も「所有者意識」に関して取り上げている。彼は、電力企業 A E S 社において、企業で発生した問題や好機が自分の職務と直接関係していようがなかろうが、これを率先して自分の仕事に取り込み自身で全責任を引き受けるような「所有者意識」を持つことが重視されていると指摘した⁹⁾。

日本企業でも、固定抵抗器を中心とする電子部品の大手メーカー K O A 社において導入されているワークショップ制が、仕事のプロセスに対する所有者意識を高める経営手法として取り上げられている¹⁰⁾。つまり、これらの指摘から得られる示唆は次の通りである。チーム生産方式を採用している企業では、従業員全員が、その役職を問わず、自身の仕事に対して「所有者意識」という強いコミットメントを抱きつつ自身の意思決定のもとで主体的に行動すべきであり、現実に行動しているという意味で、仕事のプロセスを所有している。役職によっては、これまで企業において所有の対象とされなかった知的資産の管理者にもなりうる。

(3)企業の情報システムにおける「単なる所有を越えた管理運用の重視」

最近、社会全体の傾向として「所有よりも利用へ」という流れがより加速化しつつある¹¹⁾。これは、企業とて例外ではないが、所有という概念が

8) P & G 社における次のホームページを参照。

<http://jp.pg.com/job/faq/faq2.htm>

9) Waterman, Jr., R. H., *What America does Right: Learning from Companies that put People First* (New York: W. W. Norton & Co.), 1994, pp.127-128.野中郁次郎訳『エクセレント・マネジャー』クレスト社, 1994年, 177~179ページを参照。

10) コンサルティング会社ビジネス・ブレイクスルー社における次のホームページを参照。

http://www.bbt757.com/servlet/ShowSummary?prg_id=547。

11) 大野剛義『「所有」から「利用」へ: 日本経済新世紀』日本経済新聞社, 1999年, この流れについて論じた典型的な著書の一つである。

意味変換されて用いられている最も顕著な例の一つが、企業の情報システム部門である。そして、そこで重視されているトータル・コスト・オブ・オーナーシップ (以下TCO) という概念である。TCOとは、一言でいうとコンピュータネットワークの運用に関わる総コストのことである。アメリカ・ガートナーグループ副社長のカーウィン (Kirwin, B.) は、TCOを「IT資産の購入および維持に要する直接的支出のみならず、技術の習得、維持管理、利用を可能にするための人件費も視野に入れた、一定期間のライフサイクルにまたがって精算された統合的な所有コスト」¹²⁾ であると定義する。企業の情報システムにおいて、ダウンサイジングと資産コスト削減の掛け声のもと、多数のパソコンをネットワークで接続した分散処理化が進行していくなか、予想外のコストが発生して期待どおりの成果が得られなかった事例が頻発した。この事態に着目したガートナーグループでは、5年間のライフサイクルにおいてコンピュータネットワークの運用に関わる総コストを、a) 総務部門の資産コスト、b) システム部門の管理コスト、c) システム部門の技術サポートコスト、d) 利用部門の運用コストの4つに分類して試算した。その結果、物的資産のコストであるa) が12%に過ぎない一方で、物的資産の管理運用コスト (人件費を含む) である、b) ~ d) が隠れた無駄なコストとして大部分を占めており、この削減こそ重要事項であることが判明した¹³⁾。

これらのことを所有という概念を用いて読み解くと次のような示唆が得られる。すなわち、企業がTCO削減を通じて所有資産の利用価値をはかっているということは、物的資産の単なる所有 (初期投資) よりも資産の管理運用の方が遥かに重要であることを示している。これは、所有

12) 丹羽奈津子他著『TCOで企業が変わる：システム運用管理の隠れたコストを洗い出す』トッパン、1998年、まえがきxページ。また、Kirwin, B. and D. Cappuccio, Technology Migrations: Toting Up the Hidden Costs, *Data Communications* Vol.27 No.7, May 1998, pp.31-32も参照。

13) 丹羽、前掲書、13~24ページを参照。

の意義・内容のあり方を鋭く突いた視点を提示しているともいえる。

(4) 経営者や従業員による「ミッションの共同所有」

慶應義塾大学教授小野桂之介によれば、「人の役に立つ仕事をする」というミッション（社会的使命）にもとづいた顧客志向の経営こそ、自社の発展と経営者も含めた広義の従業員の成長を呼び、人間本位のより良い社会を実現させる上で重要である。小野は、コーポレート・ガバナンスの議論とも部分的に関連づけながら、経営者や従業員によるミッションの共同所有について次のように述べる。経営者も含めた広義の従業員全員がミッションの所有者としてミッション所有権をもつものの、所有権の内容は全従業員おしなべて平等というわけではない。所有の内容のうち最重要な企業パーソナリティー（ミッションを頂点とし、ビジョン、事業ドメイン、社会改善目標、企業風土から形成される）を決定するプロセスへの参加権は、ミッションへの責任あるコミットメントを現実に行なえる者、すなわち、個人的報酬や私生活にある程度犠牲にしても、その他のステークホルダーに対する社会的責任（とりわけ法的所有者である株主に対する一定水準以上の経済的成果報酬）を果たそうとする気概のある者、に限定して配分されるべきである。また、経営者や従業員によるミッションの所有者としての正当性・妥当性は、ミッションへの責任あるコミットメントを現実に行なうことによって確保される¹⁴⁾。

つまり、これらの指摘から得られる示唆は次の通りである。まず、企業をめぐる所有の対象として、貸借対照表上に記載されているもの（物的資産や株式）、記載を検討中のもの（知的資産）にくわえて、記載自体未検討のもの（ミッションを頂点とする企業文化）が浮上する可能性を提示している。次に、ミッションを所有の対象と認めた場合、ミッションの所有

14) 小野桂之介『ミッション経営のすすめ：自社発展と「より良い世の中」の実現』東洋経済新報社、2000年、158～165ページを参照。

者は経営者も含めた広義の従業員全員であるが、最重要な所有の内容（企業パーソナリティーの決定プロセス参加権）は自己犠牲によりミッションへの責任あるコミットメントを現実に行なう人物に提供すべきである。

(5)顧客による「サービスの機能消費的共同所有」

文明批評家リフキン（Rifkin, J.）は、ネットワーク経済の進展にとまないう、企業であれ個人であれ社会全体において次のような傾向がみられるという。株式や不動産等に代表される物的資産から情報・サービスに代表される無形資産へと比重が移行し、また、物的資産・知的資産ともに、その私的・排他的・長期的所有から共同的・非排他的・短期的アクセス（借用権・会員権）へと移行している。企業においてますます進展しつつあるアウトソーシングは、この最も顕著な事例の一つであり、自社のコア・コンピタンスへの選択と集中という観点から、これと無関係な物的資産や業務を自社で所有するよりも、他社の経営資源や業務にアクセスする企業行動にほかならない¹⁵⁾。なお、ネットワーク経済において最重要な役割を果たすのはゲートキーパー企業、つまり、アクセスに関する規則・条件を設定する地位にある、ヤフーやインフォシークなどのサーチエンジン企業であり、これらの企業を買収しようとする企業である¹⁶⁾。また、これまで所有の物的性・私的性・排他性・長期性の代名詞とされてきた不動産において抜本的な変化がみられる。マリオットなどの世界的ホテルは、高級リゾー

15) Rifkin, J., *The Age of Access: The New Culture of Hypercapitalism, Where All of Life is a Paid-for Experience* (New York: Jeremy P. Tarcher/Putnam), 2000, pp.4-6, 44-45, 53. 渡辺康雄訳『エイジ・オブ・アクセス』集英社, 2001年, 12~14, 66, 78ページを参照。リフキンは、このような企業こそダビドゥ＝マローン (Davidow, W. H. and M. S. Malone) のいうバーチャル・コーポレーションであるとし、その典型例として世界最大のスニーカーメーカーでありながら実態は研究・設計機能に特化しているファブレス企業、ナイキ社を挙げている。Ibid., pp.47-48. 同上書, 69~70ページを参照。

16) Ibid., pp.177-179. 同上書, 241~244ページを参照。

ト・コンドミニアムのタイム・シェアリング・サービスを提供している。このサービスは、複数の会員に対して、コンドミニアムの一室を毎年一定の期間だけ使用する所有権、つまり、不動産登記・権利譲渡も可能な賃借権を提供するものであり、従来のように契約者個人が購入時以降何時でも自由かつ排他的に使用できるものとは全く異なる¹⁷⁾。さらに、これらの企業の多くでは、賃借権の契約者である会員を所有者と表現していることにも注意が必要である¹⁸⁾。このように、不動産においてまでも、個人的・排他的・長期的所有にくわえて共同的・非排他的・短期的所有が認められているのである。

つまり、これらの指摘から得られる示唆は次の通りである。今日の社会では物的資産から無形資産へと重要度の比重が移行し、私的・排他的・長期的所有から共同的・非排他的・短期的所有（借用権・会員権）へと移行している。特に、企業のアウトソーシングやリゾート・ホテルのタイム・シェアリング・サービス等は、顧客によるサービスの機能消費的共同所有とも表現することができ、所有の内容的变化という点できわめて重要な視点を提示している。

2 企業支配論，コーポレート・ガバナンス論における所有論の多様な議論

株式の法的所有とは別に経済的所有という概念を立てる議論がある¹⁹⁾。

17) *Ibid.*, pp.126-133. 同上書, 173~182ページを参照。

18) たとえば、リゾートマンションの会員権をタイム・シェアリング・サービスとして販売しているリステル社でも、所有者と表現している。詳しくは、次のホームページを参照。

<http://www.ssessens.com/kenjin/restel/index.htm>

19) マルクス経済学では、マルクス (Marx, K.) のほかに、オーストロ・マルキストのレンナー (Renner, K.) も所有 (権) を法的所有 (権) と経済的所有 (権) に二分して理解している。程度の差はあれ、貨幣資本家の法的所有と機能資本家の経済的所有という共通理解があるように思われる。マルクスの法的所有と経済的所有に関する記述は、Institut für Marxismus-Leninismus beim Zentralkomitee der ↗

以下ではこれを援用しながら、企業支配論、コーポレート・ガバナンス論における既存の所有論を次の3つに類型化するとともに、それぞれの上記諸事例に対する理論的通用力と問題点について簡単に触れる。

(1)制度派経済学における株主と経営者をめぐる法的所有論

これは、バーリ＝ミーンズ (Berle, A.A. and G. C. Means) 以来、本格的に展開されてきた、企業支配論もしくはコーポレート・ガバナンス論における主流派の見解である。ここでいう企業における所有論とは、所有の二重性 (企業による財産の直接的所有と株主による財産の間接的所有) のうち、間接的所有のみを所有すなわち株式所有と位置づけてきた理論であるといえる²⁰⁾。間接的所有とは、個人・機関株主が、出資額に見合う一定

↗ Kommunistischen Partei der Sowjetunion und vom Institut für Marxismus-Leninismus beim Zentralkomitee der Sozialistischen Einheitspartei Deutschlands, Hrsg., *Karl Marx Friedrich Engels Gesamtausgabe (MEGA), Das Kapital und Vorarbeiten, Karl Marx Zur Kritik der Politischen Ökonomie (Manuskript 1861-1863)* (Berlin: Dietz Verlag), 1979, Abt.2 Bd.3 Teil 4, SS. 1457, 1459-1460, 1474, 1506. 資本論草稿集翻訳委員会訳『マルクス資本論草稿集⑦ 経済学批判 (1861-1863年草稿) 第4分冊』大月書店, 1982年, 411, 414-416, 441, 491ページを参照。レンナーの法的所有と経済的所有に関する記述は, Renner, K., *Die Rechtsinstitute des Privatrechts und ihre soziale Funktion: Ein Beitrag zur Kritik des Bürgerlichen Rechts* (Tübingen: J. C. B. Mohr), 1929, SS. 104-105, 114, 160-161, 163. 加藤正男訳『私法制度の社会的機能 (新訳版)』法律文化社, 1975年, 115-116, 126, 177, 180ページを参照。また, 後述する新制度派経済学でも, 所有権理論において所有権を法的所有権と経済的所有権とに二分して理解している。これについては, 注30を参照。

20) バーリ＝ミーンズは所有の二重性について, 積極的財産 (設備機械, のれん, 組織) の所有者は (企業自体ではなく片岡) 支配者 (専門経営者) であり, 消極的財産 (株式) の所有者は株主であるとする。Berle, A.A. and G. C. Means, *The Modern Corporation and Private Property* (New York: Macmillan), 1932, pp.346-348. 北島忠男訳『近代株式会社と私有財産』文雅堂書店, 1958年, 439-441ページを参照。だが, この箇所を除けば, 同著書でいう所有とは株式所有であり, 所有者とは株主を指している。なお, 所有の二重性については, 岩井克人『会社はこれからどうなるのか』平凡社, 2003年, 45-53, 56-63ページが詳しい。

の株式所有を通じて、経済的利益を享受することを目的とする自益権（利益配当請求権、残余財産分配請求権等）、企業の経営に関与することを目的とする共益権（議決権、総会決議取消訴権、提案権等）の法的所有であり、企業経営に定期的・間接的に関係する所有である。所有とみなされなかった直接的所有とは、企業法人自体による会社資産の保持という法的所有と、会社機関による資産の管理・運用という経済的所有の二つであり、企業経営に日常的・直接的に関係する所有である。このうち、経済的所有は、株主総会から取締役会を経て代表取締役を頂点とする専門経営者に権限委譲されて執行される。通常、専門経営者は企業法人の直接的所有を受託経営というかたちで遂行し、株主は自身の間接的所有を経営に対するチェックというかたちで遂行する。この理論では、支配（取締役会または過半数の取締役を選出できる現実的な力）が経営以上の上位概念とされる。たとえば、スコット（Scott, J.）は、複数の有力金融機関や企業等の株主連合で構成される企業間ネットワークによって個別企業の経営を制約する支配が、個別企業の専門経営者、同企業を所有する機関株主の専門経営者を中心とするビジネス・リーダーたちによる戦略的経営（スコットは、これを統治と表現する）以上の上位概念とする²¹⁾。専門経営者はその経営能力によって、株主は時に株式所有比率を高めることによって、支配を互いの手元にとどめようとしている。

なお、この理論においても、支配以上に経営が重要であるとした論者もみられた。たとえば、バーリ＝ミーンズの株式所有論的企業論を受けとめつつ、支配よりもビジネス・リーダーシップに、つまり、専門経営者を中心に取締役会、外部ステークホルダー（株主、金融者集団、従業員、顧客

21) Scott, J., Who Rules the Corporations?, 1988, pp.22, 24. 鶴川馨訳「会社を支配するものは誰か」『立教経済学研究』第42巻第2号, 1988年7月, 167~168ページならびに, Scott, J., Control through a Constellation of Interests: Notes towards a Definition, 1988, p.6. 植竹晃久・瀬川新一訳「所有的利権者のコンステレーションを通じての支配—その定義についての評注—」『三田商学研究』第32巻第2号, 1989年6月, 69ページを参照。

など)によって分担遂行される, ステークホルダーの存在をみすえた経営に関する全般的意思決定(発案と承認)や最終的調整(組織の創設と維持)に, 力点をおいて論じたゴードン(Gordon, R. A.)である²²⁾。

だが, このような理解はゴードンにとどまり, 以降, この理論は法的所有にもとづく株主と経営者による支配の理論として定着した。このように, この議論は立論の基礎を株主の株式所有においており, 上記の事例では(1)の世界である。そして, 経済的所有に言及していないという問題点をもつのである。

(2)制度派経済学におけるテクノクラートによる経済的所有論

これは, バーナム(Burnham, J.)以来, 本格的に展開されてきた, 企業支配論もしくはコーポレート・ガバナンス論における傍流派的見解である。ここでいう企業における所有論とは, テクノクラートが個人的・組織的意思決定を通じて企業資産の直接的管理をおこなっていることを所有もしくは支配と位置づける理論であり, 上記所有の二重性のうち直接的所有により焦点をあてた理論であるといえる。バーナムは, 企業支配をめぐる4つの集団として, 経営者(業務担当責任者, 工場長などの, 生産過程を純技術的に指導・総合的に調整し, 管理・組織する生産管理者)²³⁾, 財務担当重役, 金融資本家, 一般株主をあげる。このうち, 後3者は, 生産手

22) Gordon, R. A., *Business Leadership in the Large Corporation* (Washington, D. C.: Berkeley), 1945, pp.5, 50, 53. 平井泰太郎・森昭夫訳『ビジネス・リーダーシップ』東洋経済新報社, 1954年, 5, 54, 57ページを参照。同書に対する見解の多くは, 支配(経営者任免権)とビジネス・リーダーシップが異なる概念として用いられているというものであるが, 貞松茂は, 同書では支配がビジネス・リーダーシップと経営者任免権の両方を包摂する概念として用いられている, という示唆に富む見解を示している。貞松茂『株式会社支配の研究』ミネルヴァ書房, 1994年, 48ページを参照。

23) Burnham, J., *The Managerial Revolution* (New York: John Day), 1941, pp.79-80. 長崎惣之助訳『経営者革命』東洋経済新報社, 1951年, 99~100ページを参照。

段の管理から離れ、財務・金融機能に専念しつつあるが、生産手段国有化の進展によって支配者としての地位を失う。他方、経営者は、専門技術に基づいて、国有化された企業資産に対して生産過程の排他的・独占的管理（指揮・調整）をおこなうことによって生産成果の優先的分配を得る²⁴⁾。こうして、経営者は生産面でも分配面でも他の集団を搾取する支配階級となる。バーナムの経営者支配とは、国家による企業資産の直接的所有のもとでテクノクラートが知識所有に基づいて生産手段を排他的・独占的に管理すること、すなわち、テクノクラートによる企業資産への経済的所有を支配と位置づける理論なのである。ガルブレイス（Galbraith, J.K.）は、バーナムのいう経営者による生産手段に対する排他的・独占的管理論を基本的に継承しつつ、これにバーナード（Barnard, C.I.）、サイモン（Simon, H.A.）、マーチ＝サイモン（March, J. G. and H. A. Simon）の組織論から示唆を得た組織的・集団的意思決定という要素を加味させて発展させた²⁵⁾。ガルブレイスは、考察の対象を成熟した法人企業、すなわち、毎年の内部留保によって資金調達に苦労しない巨大企業に限定する。この成熟した法人企業は次にあげる4つの参加者集団の同心円として理解される。外側から内側へという順に向けて、a) 株主、b) 生産労働者、職長、監督者、一般ホワイトカラー労働者、c) 技術者、設計者、販売管理者等、d) 役員ならびに専門経営者がいる²⁶⁾。企業における組織的・集団的意思決定は、c)、d)を総称するテクノストラクチャによって行なわれ、a)、b)

24) *Ibid.*, p.59. 同上訳書, 74~75ページを参照。

25) Galbraith, J. K., *The New Industrial State* (Boston: Houghton Mifflin), 1967, p.130, 131 n.4. 都留重人監訳『新しい産業国家』河出書房新社, 1968年, 158ページ, 167ページ注4を参照。ガルブレイスは、テクノストラクチャの組織目標に関する記述のなかで、組織の最も有名な定義としてバーナードの組織概念を引用するとともに、サイモンの組織論に対して非常に高い評価を与えて、サイモンやマーチ＝サイモンの定義した組織目標への共鳴概念を援用している。これらは、彼の組織的・集団的意思決定概念がバーナードやサイモンらの組織論に大きく依拠している証左の一つといえよう。

26) *Ibid.*, Chap.13.同上訳書, 第13章を参照。

は排除されている。なお、この組織的・集团的意志決定にも内容の相違がある。c) による決定は発案・設計・開発等の事実上の決定であり、d) による決定はc) の決定に対する承認・拒絶等の形式上の決定である²⁷⁾。そして、巨大企業における支配の源泉は最も希少価値の高い生産要素としての知識にあり²⁸⁾、c) こそ、この知識所有に基づいて企業経営における事実上の決定をおこなう支配者なのである。ガルブレイスのテクノストラクチャ支配とは、巨大企業による企業資産の直接的所有のもとでテクノストラクチャが知識所有に基づく組織的・集团的意志決定によって生産手段を排他的・独占的に管理すること、すなわち、テクノクラート組織による企業資産への経済的所有を支配と位置づける理論なのである。

このように、これらの議論は立論の基礎をテクノクラートの知識所有においており、上記の事例では、(2)、(3)の世界である。そして、法的所有に言及していないという問題点をもつ。このため、この経済的所有に基づくテクノクラートによる支配の理論は、知識労働者による経営管理論の源流の一つとされるものの、コーポレート・ガバナンス論、企業支配論の主流から外れてしまったのである。

(3)新制度派経済学における経営者を中心とした自然人の法的・経済的・意識的所有論

近年、コーポレート・ガバナンス論で一大勢力となりつつあるのが、新制度派経済学である。新制度派経済学は、コース (Coase, R. H.)、ウィリアムソン (Williamson, O. E.) 等の取引コスト論、ジェンセン＝メックリング (Jensen, M. C. and W. H. Meckling) 等のエージェンシー理論、アルシアン＝デムゼッツ (Alchian, A. A. and H. Demsetz) 等の所有権理論の3つで構成されており、相互に理論的補完性を有している²⁹⁾。ここでい

27) *Ibid.*, pp. 69-70. 同上訳書, 88~89ページを参照。

28) *Ibid.*, pp.56-59. 同上訳書, 72~75ページを参照。

29) 菊澤研宗『日米独組織の経済分析：新制度派比較組織論』文眞堂, 1998年, 第2章に詳しい。

う企業の所有論とは、この企業の財産に対する法的・経済的所有権を扱う所有権理論を指す³⁰⁾。この理論では、エージェンシー理論を援用して、企業を株主、債権者、従業員、供給者、顧客等との取引や雇用等の諸契約の束として位置づけており³¹⁾、企業の擬人化は否定されている³²⁾。企業における財産とは、機械、在庫品、建物・土地、現金、加入者リスト、特許権、著作権等の非人的資産に限定されている³³⁾。新制度派経済学者の一人ハート (Hart, O.) は、人的資産について次のように言及する。すなわち、人的資産は経営者のモチベーション、才能、知識、カリスマ性、労働者の情報の質等であるが、所有権理論の対象ではなく、非人的資産を支配することによって人的資産を支配することができる³⁴⁾。所有者は、契約時に財産に関する a) 利用権、b) 形態・内容変更権、c) 利潤獲得権・損失義務負担、d) 譲渡権・清算による収益享受権等の法的・経済的所有権を有する³⁵⁾。所有者には、この諸権利に基づいて所有権を適切に分配することが求められている。その所有者像として想定されているのは、限定された

30) Picot, A., Dietl, H. and E. Franck, *Organisation* (Stuttgart: Schäffer-Poeschel Verlag für Wirtschaft·Steuern·Recht GmbH), 1997, SS. 55, 92. 丹沢安治・榊原研互ほか共訳『新制度派経済学による組織入門—市場・組織・組織間関係へのアプローチ』白桃書房, 1999年, 47, 79ページや, 丹沢安治『新制度派経済学組織研究の基礎: 制度の発生とコントロールへのアプローチ』白桃書房, 2000年, 92~94ページを参照。

31) Jensen, M.C. and W.H. Meckling, Theory of the firm: Managerial Behavior, Agency Costs and Ownership Structure, *Journal of Financial Economics* Vol.3 No.4, October 1976, pp. 310-311. や Hart, O., An Economist's Perspective on the Theory of the Firm, *Columbia Law Review*, Vol.89 No.7, November 1989, p.1764 in Williamson, O. E., eds., *Organization Theory from Chester Barnard to the Present and Beyond* (New York: Oxford University Press), 1990. 岩田浩訳「企業理論に対する一経済学者のパースペクティブ」飯野春樹監訳『現代組織論とバーナード』文真堂, 1997年, 215ページを参照。

32) Jensen and Meckling, *op. cit.*, p.311を参照。

33) Hart, *op. cit.*, p.1766.前掲訳書, 217ページを参照。

34) *Ibid.*, pp. 1772-1773. 同上訳書, 224~225ページを参照。

35) Picot, Dietl and Franck, *a. a. O.*, S.54. 前掲訳書, 46~47ページを参照。

合理性のもとで効用極大化を求める人間モデルである³⁶⁾。企業をめぐる不確実性のために、所有権の外部性、つまり、パブリック・ドメイン（契約の不完備性によって所有権の帰属が不明確となり所有権が消滅する状態）の引き起こすモラルハザード問題、が必然的に生じる。彼は、法律等の諸制度を整備することや人的資産を所有の代用物とすることによって、所有権の外部性を緩和していく。なお、この所有者とは全ての契約者を指すが、通常、非人的資産の所有者である株主と非人的資産の管理者である経営者に限定されることが多い。株主と経営者は基本的に同一視され、経営者は同質的かつ集中統制的で一体化した経営者集団と見なされ、所有と支配は明確に区別されない。このため、経営者集団は株主と一体となって企業の支配権（意思決定権と取締役任免権）を行使することになる³⁷⁾。だが、この株主と経営者集団は所有権の分配に関する一つの視点から区別と関連においてとらえることができる。その視点こそ企業のレピュテーション・エフェクト（評判による効果）に対するコミットメントである。企業のレピュテーションとは高品質製品、良好な財務基盤、従業員への良質な福祉等であり、これは法人（企業自体）によってではなく自然人の構成員によって形成される³⁸⁾。構成員のうち、企業のレピュテーション形成に最も持続的にコミットメントできるのは、まさしく経営者集団（と彼らを補佐し、彼等の後継者となりうる少数の中間管理者集団の中核的従業員）である。彼らは、レピュテーション形成に対して最大限の貢献を提供する見返りに、企業の支配権（意思決定権と取締役任免権）と譲渡可能な所有権という誘因を得る。彼らは、企業のレピュテーション形成に対するコミットメントを高めれば高めるほど、経営者における所有権の現在価値は最大化し、最終的に彼らに利益をもたらす。私見によれば、この意味でのコミットメン

36) *Ebenda*, S.91.同上訳書, 79ページを参照。

37) *Hart*, *op. cit.*, pp.1769 n.40, 1770 n.46, 1773. 前掲訳書, 225, 228ページ注16, 注19を参照。

38) *Picot, Dietl and Franck*, *a. a. O.*, SS. 64-65. 前掲訳書, 55~56ページを参照。

トこそこれまでの事例で取り上げてきた「所有者意識」そのものである。

このように、この理論は、法的所有と経済的所有と「所有者意識」等までカバーすることによって、(1), (2), (3), (5)の事例に通用力を持つ。この意味において、企業における既存の所有論のなかでは最も通用力のある理論であるといえる。だが、企業の擬人化を否定し所有の自然人への帰属に固執するあまり、〈企業自体が出資者（やその他の諸契約者）から自立化した客観的存在になった〉という視点を欠落させている、という問題点を含んでいる。

3 多様な所有概念の整理枠組—吉田民人の所有一般理論—

このように、企業における既存の所有論のいずれも、所有の全体像を十分にカバーしたものではないことが確認された。そこで、これら所有の多様性にヨリ適合的に対応し、ヨリ明確に整理する枠組として、社会学者吉田民人による所有の一般理論に目を向けてみたい。

吉田は、所有概念を関係行為に関する自律的・実効的な意思決定の可能性と設定した上で³⁹⁾、これを所有主体、所有客体、所有内容という下位概念へと類型化する⁴⁰⁾。そして、所有を関係行為に関する意思決定の可能性の集合（可能態）とし、管理を関係行為に関して現実になされる意思決定（現実態）として、管理を所有の部分領域として位置づける⁴¹⁾。吉田の所

39) 吉田は、所有概念を、「〈一定の客体への一定の関係行為をめぐる（あるいは、一定の資源の一定の処理に関する）一定の主体の一定の社会的に自律的・実効的な意思決定の可能性〉」と詳細に定義している。吉田民人『主体性と所有構造の理論』東京大学出版会、1991年（以下1991）、302ページを参照。

40) 同上書、302～304ページおよび吉田民人「情報・資源・自己組織性—創造性研究のための一つの基礎視角—」野中郁次郎ほか『創造する組織の研究』講談社、1989年、256～257ページを参照。情報の具体的事例については、同上論文、246ページ、地位については、吉田（1991）前掲書、333～334ページを参照。

41) 同上書、304～305ページを参照。

有論のユニークな点は、マルクス経済学から所有の本質の一つである関係行為概念⁴²⁾、バーナードの公式組織観・協働システム観から主客合一の所有性を内包する（所有主体ならびに所有客体としての二面性を有する）社会システム概念⁴³⁾、サイモン（Simon, H.A.）の組織論的意思決定論から

42) むろん、この関係行為概念とは、マルクスによる次の記述に依拠するものである。すなわち、「所有とは本源的には、自分に属するものとしての、自分のものとしての、人間固有の存在とともに前提されたものとしての、自然的生産諸条件に対する人間の関係行為にほかならない」と。Institut für Marxismus-Leninismus beim Zentralkomitee der Kommunistischen Partei der Sowjetunion und vom Institut für Marxismus-Leninismus beim Zentralkomitee der Sozialistischen Einheitspartei Deutschlands, Hrsg., *Karl Marx Friedrich Engels Gesamtausgabe (MEGA), Das Kapital und Vorarbeiten, Karl Marx Ökonomische Manuskripte 1857/1858* (Berlin: Dietz Verlag), 1981, Abt.2 Bd.1 Teil 2, S.395. 高木幸二郎監訳『カール・マルクス 経済学批判要綱（1857-1858年草案）第3分冊』大月書店、1961年、425ページを参照。

43) 吉田は、情報-資源処理システム（所有客体-片岡）としての社会システム概念を、端的に「〈2人以上の人びとの情報ならびに情報処理によって制御された資源ならびに資源処理のシステム〉」、そしてより詳細に「〈複数の個人的・集団的な主体によるシンボル情報の処理を通じて直接・間接、また意識的・無意識的に制御された、物的・情動的・人的・関係的な資源の処理のシステム〉」と定義する。それぞれ、吉田民人『情報と自己組織性の理論』東京大学出版会、1990年（以下1990a）、153、175ページ。また、吉田は、この概念と相補的な概念として自己組織システム（所有主体-片岡）としての社会システム概念を、「〈『当該システムに内在し、貯蔵作用および変異作用と自然選択および／または内部選択の作用とを介して存続・変容する情報』に基づいて、その情報処理および／または資源処理を組織化するシステム〉」と定義する。同上書、263ページ。これらの定義をふまえた上で、吉田によるバーナードの公式組織観・協働システム観に関する次の指摘をみてみたい。すなわち、公式組織は「意識的に調整された」ところの「二人以上の人びとの諸活動または諸力のシステム」と定義されている、と解することもできる。この解釈の前半が「シンボル情報による制御と組織化」を、後半が「制御と組織化の対象」を、それぞれ意味している。シンボル性の情報と情報処理によって制御、組織化される「人間集合システム-環境」の総体がバーナードのいう「協働システム」であり、「公式組織」は、その情報による制御と組織化たる「自己組織化」という視角から抽象、抽出された「協働システム」の部分システムにほかならない。吉田民人「自己組織パラダイムの視角——一つのバーナード再考——」加藤勝康・飯野春樹編

所有の本質の一つである意思決定概念と所有主体としての組織概念⁴⁴⁾、ウィーナー (Wiener, N.) のサイバネティクス的情報論から意思決定の本質である情報-資源処理概念⁴⁵⁾、を一部改変の上摂取しつつ総合させて独自

✓ 『バーナード—現代社会と組織問題—』文真堂, 1986年, 95ページを参照。これらの指摘を総合すれば、吉田の社会システム概念がバーナードの公式組織・協働システム概念をもとに構築され、次のような主客合一の所有性を内包するものとなっているのは明らかである。すなわち、所有主体としてのシンボル情報による制御と組織化の自己組織システム、所有客体としての物的・情動的・人的・関係的資源の処理システムである。

44) 吉田は、サイモンの組織概念 (構成員の意思決定のネットワーク、あるいは合成された意思決定のシステム) に自身の意思決定概念 (1組の認知・評価・指令情報から一定の指令情報への変換) と影響力概念 (主体Aの情報処理が主体Bの情報処理の前提の一部として受容されるとき、主体Aの情報処理は主体Bに影響力を有する) を付加して組織概念を次のように再規定する。すなわち、組織概念とは構成員各自の自律的な意思決定を中核にすえつつ構成員間相互の影響力を媒介にして合成される構成員の情報処理のネットワーク、あるいはシステムである。吉田 (1991) 前掲書, 57ページを参照。意思決定概念については、吉田民人『自己組織性の情報科学—エヴォルーションニストのウィーナー的自然観—』新曜社, 1990年 (以下1990b), 8ページ, 影響力概念については、吉田 (1991) 前掲書, 57ページを参照。吉田はこのように組織概念をとらえるが、次のような組織機能の二次元性という視点から組織概念を理解することもできるように思われる。すなわち、意思決定と影響力の両方は表層の次元 (現象) からみた組織機能であり、情報処理こそより深層の次元 (本質) からみた組織機能なのである。吉田の組織概念と前述したバーナードの公式組織概念を発展させた所有主体としての自己組織システム概念とはほぼ同様のものであるが、意思決定と影響力という表層次元を経由せず、情報処理という深層次元を直接論じようとした分だけ、自己組織システム概念がやや難解なものとなっている。

45) 吉田は、ウィーナーの二元論的自然観 (自然界は物質-エネルギーと情報という二元的要因から構成される) を発展的に理解して、上記の自己組織システム概念を構築する。また、吉田は、情報の概念を最広義、広義、狭義、最狭義の4つの次元に定義したうえで、最広義の情報 (物質-エネルギーの時間的-空間的、また定性的-定量的なパターン) をウィーナーの上記自然観に由来したものであるとする。なお、吉田の所有論や本稿において使用する情報 (具体的事例として挙げている、知識・ニュースの認知情報、価値観・意見の評価情報、規範・命令の指令情報全て) とは、狭義の情報 (意味をもつシンボル記号の集合を中核とした、人間個体と人間社会に独自の意味現象一般) である。慣例的に使われる情報としてニュースのみ

の所有概念ならびにシステムとしての所有論を構築したところにある。(1) 所有主体とは個人, 家族, 企業, 自治体, 国家, 国際的ブロック, 人類等であるが, 理論上, 個人, アソシエーション, コミュニティ, 全体社会に分類される。(2) 所有客体とは, 生産手段や交通手段や消費手段として機能する物的・情動的・人的・関係的な4種類の資源である。これらの資源は, 具体的には次のようなものをいう。①物的資源とは, 天然・生産された各種物質(素材の諸物質, 各種の機械類)的・エネルギー的資源と動植物資源からなる〈有体物〉である。②情動的資源とは, 情報財や各種情報処理機器などの知的所有権〈工業所有権(特許権・実用新案権・商標権・意匠権)や著作権〉と総称される〈無体財産権〉である。なお, 情報自体の具体的事例として, 知識・ニュースの認知情報, 価値観・意見の評価情報, 規範・命令の指令情報がある。③人的資源とは, 労働力, 消費力などの人体化された物的ならびに情動的資源としての人間そのものである。④関係的資源とは, 一定の資源(物的, 情動的, 人的資源または他の関係的資源)の入手を可能にする地位・貨幣・権力・威信・暖簾等の社会関係である。このうち, 地位は一連の諸資源の集約された最重要な資源である。(3) 所有内容は, 所有主体による所有客体に対する一定の自律的・実効的な関係行為に関する意思決定の可能性の集合であり, 次の4段階の下位概念に細分化される。すなわち, ①意思決定領域(所有領域—片岡)とは, 法学的諸領域(使用・収益・処分), 経済学的諸領域(生産・交通・消費)である。②意思決定水準(所有水準—片岡)とは, 各意思決定領域における「方針決定→中間決定→現場決定」の諸水準である。③意思決定局面(所有局面—片岡)とは, 各意思決定領域の各意思決定水準における, 発議・立案・協議修正・採択拒否・執行・監査の, 問題提起から処理結果

✓を指すことの多い最狭義の情報や, 生物システム次元の遺伝情報(DNA情報)や文化情報(言語情報)を指す広義の情報とともに, 4つの次元の情報全てを区別と関連においてとらえる必要がある。吉田(1990b)前掲書, 3~5ページ, 10~12ページを参照。

の検討までの諸局面である。④意思決定期限（所有期限一片岡）とは、無期限・有期限の時間軸である⁴⁶⁾。

吉田によるこの包括的で体系的な所有論を援用すれば、企業をめぐる事例・理論両面における多様な所有概念（ステークホルダーによる企業の法的所有，経済的所有，「所有者意識」）は，このシステムとしての所有論の部分領域として包摂される。すなわち，事例面においては，(1)は経営者や従業員による株式という関係的資源の法的所有，(2)は従業員による仕事のプロセスという人的資源の管理としての経済的所有，(3)は企業自体による情報システムという情報的資源の管理としての経済的所有，(4)は経営者や従業員によるミッションという評価的情報的資源の共同管理としての経済的所有，(5)は顧客によるサービスの機能消費的共同管理としての経済的所有，と理解できる。理論面においては，(1)は株主と経営者による株式という関係的資源の法的所有論，(2)はテクノクラートによる知識という情報的資源の経済的所有論，(3)は経営者を中心とした株主・従業員による物的・情報的・関係的資源の法的・経済的・意識的所有論，として理解できる。

おわりに—コーポレート・ガバナンス論・企業支配論への示唆と今後の課題に代えて—

このように，吉田の所有論は，「企業は誰のものか」という問題を企業における関係行為に関する意思決定という分析視角で包括的・立体的に解明しうるものであった。

吉田の所有論の援用によって，コーポレート・ガバナンス論は次のような所有論としても理解できよう。すなわち，企業自体・機関株主・個人株主・専門経営者・従業員・顧客・社会・行政等のステークホルダーである

46) 吉田は，所有期限について次のように述べる。「所有内容については，領域・水準・局面の3視角以外に，〈所有期限〉（無期限・有期限）という時間軸も必要である。……たとえば，〈任期〉は，地位という関係的資源に関して，その所有期限を制定したものといえるだろう」と。吉田（1991）前掲書，144ページ。

所有主体が、ヒト・モノ・カネ・情報・知識・企業文化・時間等の経営資源すべて、関係的資源の一つである株式、さらには最重要資源の地位等の所有客体に対して、法的・経済的各所有領域のもと各所有水準にしたがい各所有局面において各所有期限だけ分節化して所有するという所有内容を持つ、企業システムによる主客合一の所有論として、である。ステークホルダーによる企業へのチェックとは、それぞれの立場でなされる所有そのものであり、この意味においてこそ「企業は社会のもの」という広義のコーポレート・ガバナンスを所有という観点から適切に説明することができるのである。そして、企業支配論における経営者支配は企業における中核的所有として次のように理解できる。すなわち、ステークホルダーによるコーポレート・ガバナンス（企業自体による資産の直接的所有、株主による資産の間接的所有、従業員による資産の擬似的所有、顧客による資産の機能消費的所有等の、企業システムによる主客合一の所有に対して各所有主体が分節化しておこなう諸関係行為）のなかで、経営者層は企業の法的所有・経済的所有を連結させる地位にある。経営者層は、法的・経済的意思決定とともに自律的・実効的にコミットメントできる最高の地位を所有することを根拠に、組織的意思決定を統括する（分散的情報－資源処理システムにおいて集約機能を果たす）かたちで管理としての所有をおこなう。

この理論は、所有概念の広がりによる企業の境界設定という大きな課題を残している。だが、この理論は、法的所有、経済的所有、「所有者意識」等に関する所有に関する理論と現実を区別と関連においてとらえ、より深層の次元（本質）とより表層の次元（現象）とを立体的に位置づけて理解することができ、コーポレート・ガバナンス論、企業支配論を所有論の一環として包摂することによって、「企業は誰のものか」という問題を立体的に解明しうる分析視角を提示している。

主要参考文献

- 有井行夫『株式会社の正当性と所有理論』青木書店, 1991年。
- Berle, A. A. and G. C. Means, *The Modern Corporation and Private Property* (New York: Macmillan), 1932. 北島忠男訳『近代株式会社と私有財産』文雅堂書店, 1958年。
- Burnham, J., *The Managerial Revolution* (New York: John Day), 1941. 長崎惣之助訳『経営者革命』東洋経済新報社, 1951年。
- Case, J., *Open-Book Management: The Coming Business Revolution* (New York: HarperBusiness), 1995. 佐藤修訳『オープンブック・マネジメント: 経営数字の共有がプロフェッショナルを育てる』ダイヤモンド社, 2001年。
- Demsetz, H., *Ownership, Control, and the Firm: The Organization of Economic Activity Vol.1* (Oxford; New York: B. Blackwell), 1988.
- Eggertsson, T., *Economic Behavior and Institutions* (Cambridge; New York: Cambridge University Press), 1990. 竹下公視『制度の経済学 (上・下) —制度と経済行動—』晃洋書房, 1996年。
- Furubotn, E. G. and S. Pejovich, Property Rights and Economic Theory: A Survey of Recent Literature, *The Journal of Economic Literature*, Vol.10 No.4, December 1972.
- Galbraith, J. K., *The New Industrial State* (Boston: Houghton Mifflin), 1967. 都留重人監訳『新しい産業国家』河出書房新社, 1968年。
- Gordon, R. A., *Business Leadership in the Large Corporation* (Washington, D. C.: Berkeley), 1945. 平井泰太郎・森昭夫訳『ビジネス・リーダーシップ』東洋経済新報社, 1954年。
- Hammer, M., *The Agenda: What Every Business must do to Dominate the Decade* (New York: Crown Business), 2001. 福嶋俊造訳『カスタマーエコノミー革命: 顧客中心の経済が始まった』ダイヤモンド社, 2002年。
- Hart, O., An Economist's Perspective on the Theory of the Firm, *Columbia Law Review*, Vol.89 No.7, November 1989 in Williamson, O. E., eds., *Organization Theory from Chester Barnard to the Present and Beyond* (New York: Oxford University Press), 1990. 岩田浩訳「企業理論に対する一経済学者のパースペクティブ」飯野春樹監訳『現代組織論とバーナード』文眞堂, 1997年。
- 岩井克人『資本主義を語る』講談社, 1994年。
- 岩井克人『会社はこれからどうなるのか』平凡社, 2003年。
- Jensen, M. C. and W.H. Meckling, Theory of the firm: Managerial Behavior, Agency Costs and Ownership Structure, *Journal of Financial Economics* Vol.3 No.4, October 1976.
- 片岡進「トップ・マネジメントの正当性と行動規範」植竹晃久・仲田正機編『現代企業の所有・支配・管理: コーポレート・ガバナンスと企業管理システム』(叢書現代経

- 営学3) ミネルヴァ書房, 1999年。
- 菊澤研宗『日米独組織の経済分析: 新制度派比較組織論』文眞堂, 1998年。
- 北原勇『現代資本主義における所有と決定』(現代資本主義分析3) 岩波書店, 1984年。
- Monks, R. A. G. and N. Minow, *Corporate Governance* (Cambridge, Mass.: Blackwell Publishers), 1995. 株式会社ビジネスブレイン太田昭和訳『コーポレート・ガバナンス』生産性出版, 1999年。
- Picot, A., Dietl, H. and E. Franck, *Organisation* (Stuttgart: Schäffer-Poeschel Verlag für Wirtschaft·Steuern·Recht GmbH), 1997. 丹沢安治・榊原研互ほか共訳『新制度派経済学による組織入門—市場・組織・組織間関係へのアプローチ』白桃書房, 1999年。
- Renner, K., *Die Rechtsinstitute des Privatrechts und ihre soziale Funktion: Ein Beitrag zur Kritik des Bürgerlichen Rechts* (Tübingen: J. C. B. Mohr), 1929. 加藤正男訳『私法制度の社会的機能 (新訳版)』法律文化社, 1975年。
- Rifkin, J., *The Age of Access: The New Culture of Hypercapitalism, Where All of Life is a Paid-for Experience* (New York: Jeremy P. Tarcher/Putnam), 2000. 渡辺康雄訳『エイジ・オブ・アクセス』集英社, 2001年。
- 貞松茂『株式会社支配の研究』ミネルヴァ書房, 1994年。
- Scott, J., *Who Rules the Corporations?*, 1988. 鶴川馨訳「会社を支配するものは誰か」『立教経済学研究』第42巻第2号, 1988年7月。
- Scott, J., *Control through a Constellation of Interests: Notes towards a Definition*, 1988. 植竹晃久・瀬川新一訳「所有的利権者のコンステレーションを通じての支配—その定義についての評注—」『三田商学研究』第32巻第2号, 1989年6月。
- 白井泰四郎『現代日本の労務管理 (第二版)』東洋経済新報社, 1992年。
- 丹沢安治『新制度派経済学組織研究の基礎: 制度の発生とコントロールへのアプローチ』白桃書房, 2000年。
- 吉田民人「自己組織パラダイムの視角—一つのバーナード再考—」加藤勝康・飯野春樹編『バーナード—現代社会と組織問題—』文眞堂, 1986年。
- 吉田民人「情報・資源・自己組織性—創造性研究のための一つの基礎視角—」野中郁次郎ほか『創造する組織の研究』講談社, 1989年。
- 吉田民人『自己組織性の情報科学—エヴォルーションシオニストのウィーナー的自然観—』新曜社, 1990年。
- 吉田民人『情報と自己組織性の理論』東京大学出版会, 1990年。
- 吉田民人『主体性と所有構造の理論』東京大学出版会, 1991年。